2　法第二十一条第三項の採血統括者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
一　採血の業務の統括管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
二　当該業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、採血事業者に対し必要な意見を述べること。
三　採血責任者との相互の密接な連携を図ること。
（身分を示す証明書）
第十三条　法第二十四条第二項の規定により当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、第四号様式による。
（健康診断の方法等）
第十四条　法第二十五条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診その他必要な診察並びに体温測定、体重測定、血圧測定、血色素検査及び血小板数検査とする。
2　法第二十五条第二項の規定により、採血が健康上有害であると認められる者は、別表第二の採血の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準の欄に掲げる各号の一に該当する者とする。
3　（略）
（献血者等の同意取得等の措置）
第十四条の二　法第二十五条第三項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
一　献血者等（献血者等本人の同意を得ることが困難な場合にあつては、献血者等の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者）に対し、採取した血液の使途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ること。
二　採血の目的に照らして必要最小限の採血量とすること。
三　採血によつて健康が害された献血者等を適切に処遇する体制を整備すること。
（需給計画の対象から除かれる血液製剤）
第十五条　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める血液製剤は、別表第三に掲げるものとする。
（需給計画の記載事項）
第十六条　法第二十六条第二項第五号に規定するその他原料血漿の有効利用に関する重要事項は、原料血漿を血液製剤（法第二十六条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）に供給する際の標準価格及びその量並びに当該年度に輸出されると見込まれる血液製剤の種類及びその量を含むものとする。
（需給計画作成のための届出事項）
第十七条　法第二十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～八　（略）
2　法第二十六条第三項の届出は、毎年度、十月十五日までに行うものとする。

（身分を示す証明書）
第十三条　法第二十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、第三号様式による。
（健康診断の方法等）
第十四条　法第二十四条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診、視診、触診、聴診、打診、体温測定、体重測定、血圧測定、血色素検査及び血小板数検査とする。
2　法第二十四条第二項の規定により、採血が健康上有害である者は、別表第二の採血の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準の欄に掲げる各号の一に該当する者とする。
3　（略）
（新設）
（需給計画の対象から除かれる血液製剤）
第十五条　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める血液製剤は、別表第三に掲げるものとする。
（需給計画の記載事項）
第十六条　法第二十五条第二項第五号に規定するその他原料血漿の有効利用に関する重要事項は、原料血漿を血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）に配分する際の標準価格及びその量並びに当該年度に輸出されると見込まれる血液製剤の種類及びその量を含むものとする。
（需給計画作成のための届出事項）
第十七条　法第二十五条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～八　（略）
2　法第二十五条第三項の届出は、毎年度、十月十五日までに行うものとする。